

令和 6 年 5 月 16 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01238

研究課題名（和文）意思なき場としての約款解釈の構造化

研究課題名（英文）Interpretation of standard form contracts in terms of gap filling

研究代表者

山本 哲生（Yamamoto, Tetsuo）

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：80230572

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、約款においては契約当事者の合致した意思はないという観点から、意思がない場合に、約款解釈はどのような形で行うかを検討するものである。この観点からは、平均的な契約者が理解できる内容で解釈するのではなく、契約に欠缺がある場合にどのようにデフォルト・ルールを設定するかという考え方に即して、客観的に合理的な内容になるように解釈することが妥当である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

約款解釈のあり方については、合理的、平均的な顧客の理解に基づいて解釈するといわれてきたが、平均的な生身の顧客の理解という観点からの解釈は、具体的な条項を解釈する際には機能しておらず、解釈の指針は不透明であった。本研究は客観的に合理的な内容での解釈が原則であることを理論的に基礎付け、客観的に合理的な内容での解釈という観点から実践的に有用な解釈の指針を定立するものである。

研究成果の概要（英文）：In formation of contracts each party to an agreement manifests assent to terms of an agreement. But in standard form contracts, no real assent exists. Parties don't read nor understand the terms of the agreement. Thus it can be said that it is like having many gaps in the contract. From this perspective, we should interpret standard form contracts according to not what average reasonable parties understand, but default rules in gap filling. It means that standard form contracts should be interpreted so as to make the terms of contracts objectively reasonable in the same type of trade.

研究分野：商法

キーワード：約款 契約解釈 保険

1. 研究開始当初の背景

約款の解釈につき、裁判実務では、約款の文言をそのまま解釈するのではなく、合理的な意味内容を探究することによる解釈がなされることは珍しくない。他方で、文言の素直な理解に基づいて解釈をする場合もある。このように一般論としてみると、異なる解釈方法がとられることがあるように見えるが、どのような場合に、どのような解釈方法がとられるかは明らかではない。

学説では、約款解釈の方法につき、従来から合理的・平均的顧客の理解可能性を基準とした客観的解釈によるといわれる。しかし、平均的顧客の理解可能性を基準とするとは、具体的には無内容なところがある。平均的顧客の理解とは何か、それをどのように判断するのかということについては明確な枠組みはない。つまり、約款解釈の方法論として、平均的顧客の理解可能性という一般論を超えた、具体的な解釈のあり方の枠組みはまったく明らかではない。

このように裁判実務においても、学説においても、約款解釈のあり方はまったく不透明な状況であり、約款解釈をする際の具体的な指針を導き出すことはできないのかということが本研究の問題意識である。

2. 研究の目的

本研究は次の2つのことを目的とする。1つは、約款解釈の具体的な方法論、すなわち、どのような要素をどのように考慮するかについての指針を定立することである。もう1つは、その具体的方法論を支える理論枠組みはどのようなものかを明らかにすることである。本研究では、保険約款を素材として、約款解釈は意思が存在しない場における作業であることを直視するアプローチにより、約款解釈の方法論を検討する。

3. 研究の方法

日本では、契約当事者の現実の意思はないといいながら、解釈の具体的な指針としては、平均的顧客の理解可能性ということ以上に論じられていないのに対して、アメリカでは、伝統的に文言の明白な意味以外の要素をめぐって議論がなされており、膨大な議論の蓄積がある。さらに、近時では、共有された意味はないことを直視し、その上で具体的にどのように解釈していくべきかという議論がなされている。これらの議論を参照することで、約款条項の解釈において、どのような要素を考慮することが妥当か、要素相互間の優先関係、場面によって解釈方法を変えることがありうるかなどの、具体的解釈指針を定立する。

4. 研究成果

以下では、保険約款を念頭において検討する。意思が現実存在していないことを出発点とした場合、適切な約款解釈の視角はどのようなものであろうか。意思が現実存在していないということそのまま受け止めれば、契約で定められていない欠缺がある場合に類似しているといえる。保険者側の意思はあるが、顧客側の意思はないのであるから、合意は存在していないのであり、その意味では欠缺である。もちろん、約款によるという合意により契約の成立は認めるのであるが、意思があるのはその限りでしかない。また、契約の成立を認める以上、契約内容は約款で定められていることになるので、真の欠缺ではなく、約款文言の解釈であるのは当然であるが、実質的な問題は顧客側の意思のない欠缺であるということであろう。そこで、保険約款の解釈は実質的には欠缺の補充に等しいという観点から、解釈のあり方を検討するというアプローチをとる。

実質的に意思がないという見地からすると、どのような観点から解釈することになるであろうか。直感的には、当事者の意思はないとする以上、合理的な内容で解釈する、つまり、問題となっている条項の目的、当該種類の保険契約の目的、保険制度の仕組み等からみた合理的な内容という見地から解釈することが考えられる。

意思がないから欠缺の補充に類似しているという点からいえば、一般的な契約解釈としては、契約に欠缺がある場合には、慣習、任意規定、条理(信義則)などで補充して解釈するというのが伝統的な考え方である。しかし、保険約款の解釈につき、実質的には欠缺があるとみても、慣習等だけでは具体的な解釈はできないことは当然であり、現実的には、大まかにいえば、合理的な内容で解釈することになる。契約に欠缺がある場合に、どのようにデフォルト・ルールを設定するかという観点は解釈の指針になるという考え方がある。

任意規定の定め方としては、1つには客観的規範、客観的秩序に則して任意規定を定めることが考えられる。規範としては様々なものが考えられ、契約解釈あるいは契約の欠缺の補充の指針となるものとして、契約類型における規範をあげる見解がある。一般的な契約解釈においては、少なくとも直接には当事者の意思に基づかない規範と当事者の意思との関係において、規範を解釈指針とすることの当否が問題となるが、約款を意思がないものとして位置づける視角からすれば、この点はあまり問題にならず、これらの規範に基づいて解釈することが考えられる。

次に、当事者の自律を基礎として、当事者の意思を推定して任意規定を定める、欠缺を補充するという考え方もある。たとえば、補充的契約解釈という議論では、契約に欠缺がある場合に、

慣習、任意規定、条理（信義則）という客観規範によらずに仮定的当事者意思により補充することの是非が論じられている。ドイツの議論をもとに、仮定的当事者意思により補充する補充的契約解釈は、両当事者が契約の中で下した評価を尊重するという私的自治の原則とつながりうる要請から支持されているとする。また、補充的契約解釈では、両当事者がなした評価を中立的に評価する方法と、当事者の評価に介入し、それとは別の規範的観点から解決をはかる方法が示されているが、後者については、当事者への評価に対する介入の是非が問題となる。

次に、効率性の見地から任意規定を定めるという考え方がある。1つの考え方は、回避するための費用が最小になるデフォルト・ルールを設定することによって、コストを最小にするというものである。どのような条項であっても回避するコストが同じであれば、回避することを最小にすれば、回避コストの合計は最小になるので、最も多数の者が好む条項をデフォルト・ルールとして設定すべきことになる。これに対して、デフォルト・ルールを設定すると、そのルールから離れようとしなれないのだとすると、内容が実質的に効率的であるデフォルト・ルールが望ましいことになる。保険契約者からすれば、自らの力で約款の内容を変更することはそもそもできない。このことからすると、とりあえず効率性という観点からすれば、内容が実質的に効率的であるルールを解釈により設定することが妥当であろう。

内容が効率的であるように解釈するべきであるとして、一般的な契約であれば、当事者が望んだ取引を行うことが効率的であると考えられるから、当事者の意思に即して解釈するべきことになる。しかし、保険約款では具体的な当事者意思はないという見地からすれば、具体的な当事者意思を探ろうとしても無理ということになる。そこで、効率的な内容を判断するのに、客観的に効率的な内容を考えるという方向性もありうる。しかし、客観的に効率性を判断することは困難であろうから、効率的な内容を、保険契約の当事者が交渉した上で契約したとすると、そのような内容で契約するであろう内容として、把握することが考えられる。保険契約の当事者であればそのような内容で契約したであろうというのは、多数の者が選ぶであろう内容を考えることになる。

ここでいわれていることは、多数の者が選ぶであろう内容という点からすれば、補充的契約解釈でいわれる仮定的当事者意思と同じもののようにみえる。ただし、考え方としては、約款による契約につき、具体的な定めがあるのに、意思がないとみて、欠缺補充をするように解釈するという出発点からして、当事者がなした評価を尊重するという視角はあまり意味をもたないことになる。その点で、約款解釈を実質的には欠缺補充と位置づけることは、多数の者が選ぶであろう内容といっても、当事者の評価ということよりは、より客観的な視点、すなわち効率性のような視角に馴染む。このように、客観的に多数の者が選ぶであろう内容を考えるとすれば、それは、大まかにいえば、合理的な内容ということができよう。

ここで、前述のように、欠缺補充の考え方として、客観的規範により補充するという視角があり、客観的規範として契約類型における規範や任意法の継続形成という考え方がある。これらの考え方は、理念的には、多数の者が選ぶという観点とは別のものということかもしれないが、多数の者が選ぶという内容を客観的に考えるとすれば、契約類型における規範に則した内容が客観的に多数の者が選ぶ内容といえるというような形で、少なくとも結果的にはだいたい重なるといえるように思われる。合理的な内容という見地から約款解釈を行うことは、このように基礎づけることができる。

欠缺の補充として合理的な内容で解釈するとして、合理的な内容とは、保険契約の両当事者にとって合理的なものである。両当事者にとって合理的であるとは、あくまで客観的にみて合理的であるということである。たとえば、保険制度からみて合理的であれば、客観的に合理的であるということができる。保険取引一般における合理性、当該類型の保険取引における合理性ということも考えられる。なお、保険制度等からして不可欠という場合でなければ、ある条項につき、保険制度等から一定の合理性はあるが、当該条項につき、保険者または契約者が別の角度からみた合理的な利害関係をもつこともありうる。このような場合に、どの合理性を優先して解釈するかは、総合的に判断するほかないと思われる。

契約者が実際に持つであろう期待（現実の期待）も考慮要素といえる。約款を読んでいないとしても、当該種類の保険に入る際には一定の内容を当然に期待することがある。たとえば、がん保険の加入者は、一般にがんといわれるものは保険保護の対象になると期待してがん保険に加入するものと考えられる。現実の期待については、契約者としてはそのようなものとして保険に加入するのだから、このような期待を保護する必要性はある。

契約当事者の利害状況とは別の観点から合理的な内容が導かれることも考えられる。客観的規範という点から欠缺補充することもありうる。たとえば、当事者間で妥当する規範があれば、それに則して解釈することが考えられる。たとえば、当該保険契約の性質からある契約内容が導かれる場合、それに応じて解釈することが考えられる。

これに対して、平均人の理解によるという見解は、約款使用者は契約条項として約款を設定しているのだから、その約款が向けられた顧客圏の一般的な者の理解すべき意味に解するべきであるとする。しかし、契約者は約款の内容を読まず、読むことが合理的であるわけではないことからすれば、保険者は契約者は読むものとして約款を作成すべきであるとは、少なくとも当然にはいえない。また、約款による大量取引の合理化には、顧客が理解することが困難であるような内容の取引を低コストで実現することも含まれているといえる。顧客側からしても、抽象的には、約款により合理的な内容の取引を行うことが期待されているといえよう。これらのことを合

せて考慮すれば、保険者に平均的顧客の理解が帰責されると評価することは合理的ではない。客観的に合理的な内容から解釈すると考える場合にも、文言解釈の余地がないわけではない。文言解釈には、大きくいえば、紛争解決のコストを減少させることに資するという利点がある。したがって、文言の通常の意味で解釈することには、契約時に契約者が抱く期待を保護するというような効果はないが、文言の通常の意味を約款解釈において考慮することが妥当ではないわけではない。客観的合理性という見地からして判断し難い場合、また、合理性としては保険者が単に担保範囲を画定するという意味しかない場合には、文言の通常の意味で解釈するべきである。また、保険者側の合理性がないわけではないとしても、強くはない場合にも、文言の通常通りの意味で解釈することの利点は総合考慮の中で考慮される。

文言通りの解釈という点に関して問題になるのが、専門用語の解釈である。従来、専門用語については平均的顧客が理解する意味で解釈すべきとされている。約款を作成する保険者にとっては専門用語を使う方が正確に書くことができる場合があることからすれば、専門用語の意味を完全に否定することは、約款による取引の合理化に合わないところがある。また、裁判官からすれば、専門用語の意味が確立していれば、その意味で解釈の方が容易に、かつ明確に解釈できる。このように、正確な意味で、容易に解釈することができるという利点があるといえる。

また、透明性の要請という見地からした、条項が平易かつ明瞭でなければ、保険者に不利に解釈するという解釈方法の是非が論じられている。約款解釈で透明性の要請を考慮するかどうかに関して、重要なのは、契約締結後に、実際に保険金請求権の有無が問題になる時点で、約款を読むことにより自己の権利の有無につき判断できる状態が望ましいということである。

透明性の要請を考慮した解釈で問題になるのは、内容の妥当性と関係なくそのように解釈するかどうかである。契約のすべてについて平均的な契約者が理解できるような文言で書くことが可能か、そのような形ですべてを単純化した契約内容にすることが妥当かということが問題になる。保険契約のような、複雑で担保範囲を詳細に定める必要のある契約でこれを実現することは、極めて困難であるように思われる。少なくとも、内容の妥当性と関係なく保険者に不利に解釈するのは、保険者が平易かつ明瞭に書くことができる場合に限るといような限定は必要であろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 山本哲生	4. 巻 -
2. 論文標題 約款におけるブラックホールと約款解釈論	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 池田清治ほか編・松久三四彦先生古稀記念 時効・民事法制度の新展開	6. 最初と最後の頁 813, 840
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本哲生	4. 巻 225
2. 論文標題 保険約款の解釈について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 生命保険論集	6. 最初と最後の頁 67, 171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------